

令和8年青森県毒物劇物取扱者試験実施要綱

1 試験期日及び場所

- (1) 試験期日
令和8年9月4日（金）13時30分から15時30分まで
- (2) 場 所
青森県青森市安方一丁目1番40号
青森県観光物産館アスパム
- (3) 入室時間
12時30分から13時10分まで（厳守）

2 試験種別

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

3 試験科目

- (1) 筆記試験
 - ① 毒物及び劇物に関する法規
 - ② 基礎化学
 - ③ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法
- (2) 実地試験（筆記試験）
毒物及び劇物の識別及び取扱方法
※試験は、マークシート方式にて実施する。

4 受験資格

年齢、学歴、経験等は問わない。

ただし、毒物及び劇物取締法第8条第2項の規定により、次の者は試験に合格しても毒物劇物取扱責任者になることができない。

- ① 18歳未満の者
- ② 心身の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの（※）
※「厚生労働省令で定めるもの」とは
精神の機能の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。
- ③ 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- ④ 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

5 提出書類

(1) 受験願書一式

※青森県電子申請・届出システムにより、申請者の情報を登録したうえで、受験願書一式を提出すること。

※受験願書作成の際、消せるボールペン等を使用しないこと。

※受験願書については、以下の青森県ホームページからダウンロードすること。

[【https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/iryo/dokubutugekibutu.html】](https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/iryo/dokubutugekibutu.html)

※インターネット環境等がない等の理由により入手が困難な場合は、青森県健康医療福祉部医療薬務課薬務指導グループに問い合わせること。

(2) 写真

出願前6か月以内に脱帽・正面向きで肩から上をカラーで撮影した縦4.5cm×横3.5cmのもので、裏面に氏名及び生年月日を記載したものを受験願書の所定欄に貼り付けること。

※指定のサイズより小さいサイズの写真による申請は認めない。

(3) 戸籍抄本、戸籍謄本又は本籍地を記載した住民票の写し（マイナンバーが記載されていないものに限る）。

ただし、外国籍の者は住民票の写し又は住民票記載事項証明書（どちらも、国籍等を記載したものに限る）。

※発行の日から6か月以内のもの、コピーは不可。

6 受験願書の提出先及び問い合わせ先

〒030-8570 青森市長島一丁目1-1 青森県健康医療福祉部医療薬務課薬務指導グループ 電話：017-734-9289

※郵送の際は、簡易書留、書留又は特定記録とし、封筒の表に「青森県毒物劇物取扱者試験受験願書在中」と朱書きすること。

※願書提出時に、返信用封筒の同封は必要ないので注意すること。

※試験について、試験会場（青森県観光物産館アスパム）への直接の問い合わせは絶対にしないこと。

7 受験願書の受付期間

令和8年7月10日（金）から7月17日（金）までとし、書類が完備されているもの限り、7月17日（金）までの消印のあるものは有効とする。なお、青森県電子申請・届出システムによる申請者情報の入力については、令和8年7月3日（金）から7月17日（金）まで入力することが可能である。

※受験願書の受理後、試験の概ね2週間前までに受験票を申請者に送付する。

※申請後に転居した場合又は試験10日前までに受験票が届かない場合は、医療薬務課薬務指導グループまで連絡すること。

8 受験手数料

- (1) 受験願書に「10,500円」相当額の青森県収入証紙を貼付して納付すること

※証紙は消印しないこと。消印したり、破損した場合は無効となる。

※日本政府収入印紙による納付は認めない。

※青森県外在住の受験希望者に限り、青森県収入証紙の代わりに、手数料分の郵便為替又は小為替を同封することで申請することができる。その際は、必ず簡易書留、書留又は特定記録で郵送すること。

※青森県収入証紙の購入が困難な場合は、一部の証紙売りさばき人において郵送販売に対応している場合があるので、詳細について、青森県ホームページで確認すること。

【確認方法】

青森県ホームページで「県証紙」と入力して検索 > 検索結果の「青森県証紙について」

- (2) 受験手数料は、受験願書を受理した後は、いかなる理由があっても返還しない。

9 合格基準

原則として、総得点の6割以上、かつ各科目（3試験科目（1）③及び（2）については、合わせて一つの科目とする。）の得点が4割以上とする。

10 合格発表

令和8年10月6日（火）9時発表予定とし、合格番号及び解答について、青森県公式ホームページへ掲載するとともに、医療薬務課及び県型保健所掲示板に掲示する。また、合格者には、合格証を交付する。

11 得点の閲覧

個人情報の保護に関する法律第69条第2項第1号の規定により、受験者本人は、以下のとおり口頭で開示請求することにより、今回実施した試験の項目別得点及び総合得点を閲覧することができる。

- (1) 口頭開示請求をすることができる期間

令和8年10月6日（火）～ 令和8年10月26日（月）8時30分～17時

※10月6日（火）のみ9時～17時

（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

- (2) 受付及び閲覧の場所

青森県健康医療福祉部医療薬務課（青森県庁北棟6階、地下駐車場あり）

- (3) 持参書類

ア 受験票

イ 受験者本人であることを証明する書類等

（運転免許証、旅券、マイナンバーカード又は個人番号カードのいずれか）

12 その他

- (1) 受験願書用紙の郵送を希望する場合は、封筒の左隅に「毒物劇物取扱者試験受験願書送付希望」と朱書きし、140円分（願書用紙1部の場合）の切手を貼った角形2号の返信用封筒（宛先明記のこと）を添えて、医療薬務課薬務指導グループに申し込むこと。
- (2) 試験に必要な携行品及び注意事項については、受験票により通知する。
- (3) アップルウォッチなどのウェアラブル端末を着用した状態での受験は認めない。
- (4) 公共交通機関を利用して来場すること。止むを得ず自動車で来場する場合でも、会場周辺に無断駐車、路上駐車等を行わず、会場又は周辺の有料駐車場を利用すること。なお、会場駐車場の割引券等の配布は行わない。
- (5) 原則として、試験開始後30分までは入室を認めるが、交通渋滞等の個人的事情については、その後の入室について一切配慮しないので、悪天候等に備え、確実に受験できるよう前泊等必要な対応をとること。なお、災害・悪天候等による試験の開始時刻繰り下げ等の連絡事項がある場合は、青森県ホームページの毒物劇物取扱者試験に関するホームページに掲載する。
- (6) ゴミは各自で持ち帰ること。
- (7) 試験会場はすべて禁煙とする（厳守のこと）。
- (8) 試験会場では立入が禁止された区域に侵入しないこと。また、他の利用者の迷惑とならないようにすること。
- (9) 受験にあたっては、受験者本人の判断に基づき、自主的な感染症対策に取り組むこと。
- (10) 視覚・聴覚・音声機能または言語機能に障害を有する者で、受験を希望する者は令和8年7月3日（金）までに青森県健康医療福祉部医療薬務課薬務指導グループまで申し出ること。申し出のあった者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講じることがある。